

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年5月2日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
機動隊	平成20年1月15日
小豆警察署	〃
丸亀警察署	〃
警察学校	平成20年1月16日
地域課	〃
運転免許課	〃
交通機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
さぬき警察署	平成20年1月17日
高松東警察署	〃
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃
交通企画課	平成20年1月30日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
公安課	平成20年1月31日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
総務課	平成20年2月1日
企画課	〃

人事課	平成20年2月1日
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
東かがわ警察署	平成20年3月25日
高松北警察署	〃
高松南警察署	〃
坂出警察署	〃
高松西警察署	〃
善通寺警察署	〃
琴平警察署	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・精査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

事務事業の執行に当たっては、効果的かつ効率的な執行に努めることなどを要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 通勤手当の支給について

(ア) 通勤手当の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(地域課)

(イ) 通勤手当の支給に誤りがあるので、返納させる必要がある。(善通寺警察署)

イ 証紙収納報告について

(ア) 香川県警察証紙収納事務取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第2号)に基づき期限内に報告を行わせる必要がある。(会計課)

(イ) 証紙収納報告書を減額訂正する必要がある。(丸亀警察署)

ウ 財産貸付料の収入事務について

行政財産の目的外使用に係る貸付料の徴収に当たり、納入通知書の発行が遅延しているものがあるので、適正に処理する必要がある。(高松南警察署)

(3) 検討指示事項

該当事項なし